

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報号外 昭和二十八年七月四日

○第十六回 衆議院会議録 第十七号

昭和二十八年七月四日(土曜日)

議事日程 第十六号

午後一時開議

第一 戰争犯罪による受刑者の特赦についてのフランス共和国に対する感謝決議案(益谷秀次君外三十九名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第二 戰争犯罪による受刑者の特赦についてのフィリピン共和国に対する感謝決議案(益谷秀次君外三十九名提出)

第三 農産物検査法の一部を改正する法律案(金子與重郎君外七名提出)

第四 昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)

第五 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 産業労働者住宅資金融通法案(内閣提出)

第七 北海道防寒住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十八名提出)

第八 北海道防寒住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十九名提出)

第九 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 法律案(岡崎外務大臣の経過についての報告)

● 本日の会議に付した事件 議員請願の件

岡崎外務大臣のM・S・Aの経過についての報告

右の報告に対する質疑

日程第一 戰争犯罪による受刑者の特赦についてのフランス共和国に対する感謝決議案(益谷秀次君外三十九名提出)

日程第二 戰争犯罪による受刑者の特赦についてのフィリピン共和国に対する感謝決議案(益谷秀次君外三十九名提出)

日程第三 農産物検査法の一部を改正する法律案(金子與重郎君外七名提出)

日程第四 昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第五 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 産業労働者住宅資金融通法案(内閣提出)

日程第七 北海道防寒住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十九名提出)

日程第八 北海道防寒住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十九名提出)

日程第九 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 法律案(岡崎外務大臣の経過についての報告)

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査賃費に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

日程第十一 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十一 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十二 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十三 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤原次郎君) お詫びいたしま

す。議員中曾根康弘君から、政治、經

済、國防研究のため渡米するにつき七

月四日から今会期中、議員竹谷源太郎

君、同吉川兼光君及び同伊藤好道君か

ら、ストックホルムにおいて開催の社

会主義インターナショナル第三回大会

出席及び歐州各国視察のため七月八日

から今会期中、いずれも諸般の申出が

あります。これを許可するに御異議あ

りませんか。

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

M・S・Aの経過についての岡崎国務大臣の報告

○議長(堤原次郎君) 外務大臣から、M・S・Aの経過について報告のため発言を認められております。これを許します。外務大臣岡崎勝男君。

〔國務大臣岡崎勝男君答覆〕

○國務大臣(岡崎勝男君) 米国相互安全保障法の援助につきまして、たゞいままでのところまでの経過等を御報告申上げます。

アメリカが戦時中並びに戦後を通じまして世界の各国に与えた援助は、あるいは武器貸し法により、あるいは経済協力法により、またあるいは相互防衛援助法により、さらに一九五一年には相互安全保障法によつて実施して来たのであります。しかしMSAの援助が日本に適用の実例及び日本に適用せられた場合の影響などの点につきまして、あらゆる角度から慎重に調査研究をいたしましたのであります。結論といつたましましては、もしMSAの援助が日本の国内治安の維持に貢献し、また日本の経済安定に寄与するものであるならば、日本の法規の規定する範囲内においてMSAの援助を受けることが望ましいと考えるに至りました。しかしな

わゆるMSAによつての援助に統一されていいると言えるのであります。

このMSAは自由諸國に与えられる援助を規定しておりますが、日本は、

昨年四月まで占領下にありましたので、MSAの適用を受けることがなかつたのであります。しかしに講和条約発効後、独立国としてMSAの援助を受け得る国の一となりましたので、一九五三年から五四年に至るアメリカの新会計年度におきまして、MSA援助を日本にも供給することを目標として米国の予算は編成され、下これが米国議会において審議中であります。

米国國務長官ダレス氏は、五月五日に、上下両院合同委員会におきまして、予算の説明の一項に、日本に対する援助も計上してある旨を表明いたしました。これがアリソン米国大使は、日本協会の席上、MSA援助を受けるやいなやは今後日本の決定次第であると述べております。日本政府としましては、これらアメリカ当局者の言明または発表されました米国議会における予算の討議等について慎重に検討を加えるとともに、MSAの法的解釈、実際の適用、各国に対する適用の実例及び日本に適用せられた場合の影響などの点につきまして、あらゆる角度から慎重に調査研究をいたしましたのであります。結論といつたましましては、もしMSAの援助が日本の経済安定に寄与するものであるならば、日本の法規の規定する範囲内においてMSAの援助を受けることが望ましいと考えるに至りました。しかしな

がら、MSAの法規の解釈、アメリカ側の意図等については、さらに米国政府の公式の見解を求めることが必要だと考えまして、すでに発表いたしました通り、六月二十四日に当方の質問書を提出いたしまして、これに対し、二十六日に先方から回答を受けましたのであります。この質問書も回答も、すでに公表しておりますし、御承知のことと存じます。この問題も、念のため、これに関する政府の考え方を申し上げたいと思ふのであります。

質問書の方は、第一に、日本に援助が与えられる場合には、日本政府は、この援助によつて国内の治安と防衛とを確保することを得れば援助の目的は十分達成せられたと了解するがいかんといふのが第一であります。第二には、日本の防衛能力が考慮される場合には、日本政府としては、まず日本の経済が安定し、発展することがその先決問題であると思うがどうであるか、第三には、相互安全保障法第五百十一条の(a)の中には六つの規定がありますが、そのうちで、第三番目にあるいわゆる軍事的義務の履行という要件は、日本の場合には日米安全保障条約によつて日本がすでに受けている義務を履行すれば足りると思うがどうであるか、またその第四に、自國の防衛力を増進し、かつ維持することという要件があるのであります。日本については、国内の一般的經濟条件の許容する限度内で、かつ政治的及び經濟的安定を図ることなくこれが実現されなければ十分に満たされるものと見うがどうであるか、どうのが当方の質問の趣旨であります。これに対する米国側の回答は、相互安全保障計画に基いて日本が受けけること

となる援助は、日本をしてその国内の治安を維持し、かつ平和条約第五条(c)項において保障されている自発的な個別的または集団的自衛の固有の権利を一層有効行使することを可能ならしめることによりその計画の主要目的を達成しようとするものであると申しておられまして、第一には、日本に対する援助計画を策定するにあたつては、経済的安全が日本の自衛能力の発展のために考慮せらるべき必須の要件であると申しております。なお、日本が同計画に参加することを決定した場合には、相互安全保障計画のため必要な物資を合衆国が日本において貰いつける可能性は増進するものと期待すると申しております。また、相互安全保障法第五百十一条(a)項の規定に関しましては、援助を受領するための条件の一つとしての軍事的義務の履行の要件は、日本の場合においては日米安全保障条約のもとにすでに日本が引受けている義務の履行をもつて足りるものである、相互安全保障計画にも、または合衆国と日本との間に存在するいかなる条約上の義務にも、自衛のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはないと申しております。さらに、同条(a)項(4)については、もちろん日本が自国の経済的及び政治的安定と両立し、かつ自國の人材、資源、施設及び一般的な経済条件が許容する限度の寄与をなすことだけを要求するものであると申しております。

意図ではなく、またMSA援助自体につきましても、日本の自主的の考え方からこれを受けるかどうかを決定するものであることは明らかとなつております。もちろん、当方の質問に対するアメリカ側の回答が多少字句等の相違を持つておることも認められる点もありますが、米側は、さらに、平和条約第五条(c)項の、日本の自衛の固有の権利を一層有効に行使することを主目的とするとしておられます。また、ましては、米側は、MSAによる日本の経済安定を援助計画策定の先決条件とするかとの質問に対し、米側はこれを必須の要件であると回答いたしております。さらに、MSAによる現存の日米間の条約にも、自衛のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求していないと回答をいたしております。

第一に、平和条約第五条の問題は、自発的に日本の行使するものでありますて、またすでにサンフランシスコの平和会議において日本が受諾したものでありますから、革新らしい問題ではないと考えられます。第二の経済的安定と言つておるのも、日本が有する治安の使用については、米側回答が自衛の基本と見る点においては意見の相違はないと言められます。第三の治安部隊の使用については、米側回答が自衛能力のため以外に使用することを要求しないと言つておるのも、日本が有する治安

維持の部隊が自國の治安の維持に当る
という点について違つた要求を持つて
いると解釈することはできないのであ
ります。

これをするに、六月二十六日のアメ
リカ側の回答は、大体において、當
方が急のために確かめんとした點に對
して回答を導えておりますが、その
回答は、日本政府としては、MSAの
援助を受けることについてアメリカ側
との交渉をいたすことにはらさしつか
えがないとの結論を与えたものとなつ
ております。従いまして、日本政府
は、六月三十日、米国大使館に対しま
して、相互安全保障計画に基く援助に
つき、日米両國間に会談を開始するよ
うに提議する旨を申し入れましたが、こ
れに対し、七月一日に、アメリカ大使
館から、その日本側の提議に同意し
て、相互に合意するのみやがなる日時
に会談を開始することを提議すると申
し越して参りました。で、MSAの援
助を受けるやいなやは、もちろん今後
の交渉によつて判明する援助の内容に
もよるわけでありまして、政府といた
しましては、内容を十分検討した上、
受諾するやいなやを決定することはも
ちろんであります。また、交渉開始の日
取り、交渉の進め方及び交渉に当る當
方の人員の構成等につきましては、な
るべく早い時期に決定をいたし、交渉
を開始しようとして、ただいま準備を
いたしております。来週早々にもこれ
を実行したいと考えておる次第であ
ります。

ただいまのところ、MSAの経過に
つきましては以上のとくなつており
ますので、簡単ではありまするが御報
告いたします。(拍手)

○國務大臣の報告に対する質疑
○議長(堤康次郎君) ただいまの外務大臣の報告に關し質疑の通告があります。順次これを許します。並木芳雄君。

〔並木芳雄君登壇〕

○並木芳雄君 ただいま岡崎外務大臣から報告を受けたのでありますが、私どもが聞かんとする核心に触れておりませんので、私は、ごく簡単に要約して、改進策を代表しての質問をいたしたいと思います。

ただいまの報告によりますと、政府は来週中にも MSA 交渉を開始するとのことです。しかし、すでに五月二十四日にアメリカに対し質問書を出し、二十六日に回答を得ております。そして三十日に会談開始の申入れをしておるのであります。疑問の点をただし、その回答が大体満足のものであるとの前提に立つての会談申入れでありますから、これはすでに事實上 MSA 援助受諾の意思表示をしたと同様であると言えるのでありますか。いかがでありますか。

大体、今日までの政府の態度を見ておりますと、あいまい模糊、全然政治的情念の見るべきものがないのであります。(拍手) MSA 援助はアメリカ対外政策の枢軸をなすものであります。しかも、最近の特色は、經濟的援助より軍事的援助へ、歐州中心主義よりアジア中心主義へと移行しつつあることであります。政府はこれに気がついていないはずはないのであります。一昨年十月十八日、平和、安保両条約特別委員会で、わが党の芦田委員は、吉田首相に対し、軍事援助の問題を取上

維持の部隊が自國の治安の維持に当る
といふ点について述べた要求を持つて
いると解釈することはできないのであ
ります。

これを要するに、六月二十六日のア
メリカ側の回答は、大体において、~~當~~

M・S・Aの経過についての岡崎
國務大臣の報告に対する質疑
○議長(堤原次郎君) ただいまの外務
大臣の報告に関し質疑の通告がありま
す。順次これを許します。並木芳雄
君。

げて質問をしております。質問といら
よりも、これはむしろ教えてやつてお
ります。政府は、つとに MSA の検討
を行つてはいたはずであるのであります
。しかるに、吉田首相初めて閣僚閣僚
は、まだアメリカから何の申入れもあ
りませんの一点ばかりで、口を締して語
らなかつたのであります。が、これまつ
たく黙否権の濫用であり、秘密外交の
累犯であると断ぜざるを得ないのであ
ります。(拍手) MSA 援助は、必要と
あらばこちらから申し込んでもよいも
のであって、先方から何ら申入れがな
いなどといふことは、アメリカの对外
政策をわきまえざるものであります。
これに対し外務大臣の申開きがある
ならば承りたいのであります。

次に、MSA 援助は、二十六日のアメ
リカ側の回答によつて明らかとなり、
平和条約第五条(C)項に關し、直接侵略
にも対抗し得る自衛体制の強化を含む
ものと考えるのであります。政府の
見解をただしたいのであります。

(拍手)

政府は、MSA 援助は受けたいが、そ
の条件として自衛軍を持つことを要請
されるのではないかと心配しているの
であります。必要な場合には外國への
出兵をも求められるのではないかと案
じてゐるのであります。それが二十四
日の質問の第一項となつて現われまし
た。すなわち「日本国政府としてはこ
の援助により国内の治安と防衛」——
この防衛には特にホーム・ディフェン
ス

スと断つてあります。「治安と防衛とを
確保することを得るに至れば、右基本
的は充分達成されたものと了解する
がいかん」と質問しておるのであります
。あたかもふぐは食いたし命は惜
しいといふところであります。こ
の質問に対し、政府はオー・イエスの
回答を期待していたに違ひありません
。しかし、アメリカからの回答に
は、まことにお氣の毒ながら、イエス
とは書かれてなく、「国内の治安を維持
し、かつ、平和条約第五条(C)項において
保証されている自発的な個別的または
集団的自衛の固有の権利を一層有効に
行使することを可能ならしめることに
より、その計画的主要目的を達成しよ
うとするものである。」となつて現わ
れて参つたのであります。日本外務省
の間合せ文とアメリカ大使館の回答と
の間には、明らかに食い違いが生じて
おり、この点において、吉田内閣の
ごまかし軍備はもはや限界に來ておる
ものと考えるのであります。が、政府の
見解をただしたいのであります。

(拍手)

次に、MSA 援助は、二十六日のアメ
リカ側の回答によつて明らかとなり、
平和条約第五条(C)項に關し、直接侵略
にも対抗し得る自衛体制の強化を含む
ものと考えるのであります。政府の
見解をただしたいのであります。

(拍手)
政府は、MSA 援助は受けたいが、そ
の条件として自衛軍を持つことを要請
されるのではないかと心配しているの
であります。必要な場合には外國への
出兵をも求められるのではないかと案
じてゐるのであります。それが二十四
日の質問の第一項となつて現われまし
た。すなわち「日本国政府としてはこ
の援助により国内の治安と防衛」——
この防衛には特にホーム・ディフェン
ス

スと断つてあります。「治安と防衛とを
確保することを得るに至れば、右基本
的は充分達成されたものと了解する
がいかん」と質問しておるのであります
。あたかもふぐは食いたし命は惜
しいといふところであります。こ
の質問に対し、政府はオー・イエスの
回答を期待していたに違ひありません
。しかし、アメリカからの回答に
は、まことにお氣の毒ながら、イエス
とは書かれてなく、「国内の治安を維持
し、かつ、平和条約第五条(C)項において
保証されている自発的な個別的または
集団的自衛の固有の権利を一層有効に
行使することを可能ならしめることに
より、その計画的主要目的を達成しよ
うとするものである。」となつて現わ
れて参つたのであります。日本外務省
の間合せ文とアメリカ大使館の回答と
の間には、明らかに食い違いが生じて
おり、この点において、吉田内閣の
ごまかし軍備はもはや限界に來ておる
ものと考えるのであります。が、政府の
見解をただしたいのであります。

(拍手)

次に、MSA 援助は、二十六日のアメ
リカ側の回答では、平和条約第五
条を援用して、個別の自衛はもとよ
り、さらに集団的自衛の権利を行使す
ることを可能ならしめることを忘れて
はいけないと、一本くぎをさされてし
まつたのであります。(拍手)
アメリカ側から見れば、軍隊を持た
ない日本は、個別的または集団自衛の
ために、保安隊が駐留米軍と協力して
防衛に當るといふことになるのである
が、これを予想したのがなんらか平和
条約第五条であります。この場合の保
安隊が軍隊でないといふことを、だれ
が断言できますか。私は、保安隊に對
する政府の觀念とアメリカの觀念とが
はつきり違つてゐることを指摘したい
のであります。政府は保安隊が軍隊で
はないと言つても、アメリカでは、こ
れを軍隊または少くとも軍隊に準ずる
ものと見ておるのであります。政府も
今まで何とかこまかすこともできた
でしよう。しかし、MSA 援助を受け
んとする今日になつては、もはや保安
隊を軍隊にあらずと言ふことはで
きなくなつたと言わなければなりません
(拍手) 現に、昨夜のアメリカの放
送を開きますと、アメリカ上院の外交
委員会の報告の中には、日本のアーム
ド・フォーシズに対する軍事援助であ
り、その計画的主要目的を達成しよ
うとするものである。」となつて現わ
れて参つたのであります。日本外務省
の間合せ文とアメリカ大使館の回答と
の間には、明らかに食い違いが生じて
おり、この点において、吉田内閣の
ごまかし軍備はもはや限界に來ておる
ものと考えるのであります。が、政府の
見解をただしたいのであります。

(拍手)

次に、MSA 援助は、二十六日のアメ
リカ側の回答では、平和条約第五
条を援用して、個別の自衛はもとよ
り、さらに集団的自衛の権利を行使す
ることを可能ならしめることを忘れて
はいけないと、一本くぎをさされてし
まつたのであります。(拍手)
アメリカ側から見れば、軍隊を持た
ない日本は、個別的または集団自衛の
ために、保安隊が駐留米軍と協力して
防衛に當るといふことになるのである
が、これを予想したのがなんらか平和
条約第五条であります。この場合の保
安隊が軍隊でないといふことを、だれ
が断言できますか。私は、保安隊に對

する政府の觀念とアメリカの觀念とが
はつきり違つてゐることを指摘したい
のであります。政府は保安隊が軍隊で
ではないと言つても、アメリカでは、こ
れを軍隊または少くとも軍隊に準ずる
ものと見ておるのであります。政府も
今まで何とかこまかすこともできた
でしよう。しかし、MSA 援助を受け
んとする今日になつては、もはや保安
隊を軍隊にあらずと言ふことはで
きなくなつたと言わなければなりません
(拍手) 現に、昨夜のアメリカの放
送を開きますと、アメリカ上院の外交
委員会の報告の中には、日本のアーム
ド・フォーシズに対する軍事援助であ
り、その計画的主要目的を達成しよ
うとするものである。」となつて現わ
れて参つたのであります。日本外務省
の間合せ文とアメリカ大使館の回答と
の間には、明らかに食い違いが生じて
おり、この点において、吉田内閣の
ごまかし軍備はもはや限界に來ておる
ものと考えるのであります。が、政府の
見解をただしたいのであります。

(拍手)

次に、MSA 援助は、二十六日のアメ
リカ側の回答では、平和条約第五
条を援用して、個別の自衛はもとよ
り、さらに集団的自衛の権利を行使す
ることを可能ならしめることを忘れて
はいけないと、一本くぎをさされてし
まつたのであります。(拍手)
アメリカ側から見れば、軍隊を持た
ない日本は、個別的または集団自衛の
ために、保安隊が駐留米軍と協力して
防衛に當るといふことになるのである
が、これを予想したのがなんらか平和
条約第五条であります。この場合の保
安隊が軍隊でないといふことを、だれ
が断言できますか。私は、保安隊に對

が、政府はこれをどう考へてゐるか、
この考え方とは甘過ぎるとこうことを指
摘したいのです。

このため以外に使用することはないと
いふのであります。なるほど、米国の回答に
ては、軍事的義務履行の要件は、日本の
外交

条約の限度でよいとのことであるが、
この考え方とは甘過ぎるとこうことを指
摘したいのです。

は、自衛力の漸増を期待するとあります
。それが直接侵略を防止するに十分
な自衛力を意味することは論をまちま
せん。政府は当然自衛力漸増の計画を
つて自衛力を強化し、自由主義精神の対ア
ジア政策の基礎とすべきである」と言
明しております。これら MSA 援助の
バック・グラウンドを洞察するとき
に、保安隊はもはや警察ではなくして、
直接侵略にも対抗すべき軍隊の性格を
持つものであることを、政府ははつき
り打出すべきであると思つてあります
。現に、アメリカに留学中といわれ
る保安隊員は、フォートベニングの陸
軍歩兵学校で軍隊訓練を受けているで
はないか。軍隊でないものが、どうし
て歩兵学校へ入つて軍事教師を受けて
いるのであるか。警察ならば警察学校
へ入つて勉強して来ればよいのではな
いか。(拍手) また、保安隊が警察だとい
うならば、今の保安隊の持つているよ
うな近代兵器はいらないはずであります
。いわくカービン銃、いわく狙撃砲、
迫撃砲、いわく短機関銃、重機関銃、
軽機関銃、いわく装甲車、特車、対空
砲車等々、數十種に及ぶ近代的装備
はいかにして平和条約第五条の目的に
沿わんとするのか、その所信を披瀝し
ていただきたいのであります。こと
に、集団的自衛権の行使によつて、集
団安全保障機構、たとえばブリックス
上院議員の提唱する日本、韓国、國府、
フィリピン、臺灣、ニュージーランド
六箇国で太平洋地域同盟のこときを結
成するときが来た場合、自衛軍を持た
ずしてこれに参加することは無意味で
あり不可能であると思うのであります
。最後に、MSA 法第五百十一条にい
う軍事的義務は、現在の日米安全保障

条約の限度でよいとのことであるが、
この考え方とは甘過ぎるとこうことを指
摘したいのです。

は、自衛力の漸増を期待するとあります
。それが直接侵略を防止するに十分
な自衛力を意味することは論をまちま
せん。政府は当然自衛力漸増の計画を
つて自衛力を強化し、自由主義精神の対ア
ジア政策の基礎とすべきである」と言
明しております。これら MSA 援助の
バック・グラウンドを洞察するとき
に、保安隊はもはや警察ではなくして、
直接侵略にも対抗すべき軍隊の性格を
持つものであることを、政府ははつき
り打出すべきであると思つてあります
。現に、アメリカに留学中といわれ
る保安隊員は、フォートベニングの陸
軍歩兵学校で軍隊訓練を受けているで
はないか。軍隊でないものが、どうし
て歩兵学校へ入つて軍事教師を受けて
いるのであるか。警察ならば警察学校
へ入つて勉強して来ればよいのではな
いか。(拍手) また、保安隊が警察だとい
うならば、今の保安隊の持つているよ
うな近代兵器はいらないはずであります
。いわくカービン銃、いわく狙撃砲、
迫撃砲、いわく短機関銃、重機関銃、
軽機関銃、いわく装甲車、特車、対空
砲車等々、數十種に及ぶ近代的装備
はいかにして平和条約第五条の目的に
沿わんとするのか、その所信を披瀝し
ていただきたいのであります。こと
に、集団的自衛権の行使によつて、集
団安全保障機構、たとえばブリッ克ス
上院議員の提唱する日本、韓国、國府、
フィリピン、臺灣、ニュージーランド
六箇国で太平洋地域同盟のこときを結
成するときが来た場合、自衛軍を持た
ずしてこれに参加することは無意味で
あり不可能であると思うのであります
。最後に、MSA 法第五百十一条にい
う軍事的義務は、現在の日米安全保障

て、法律上の義務を伴わないものであります。法律上これを強制することはできないのであります。これは、ともかくおさず、安保条約の期待に沿うことができないと信ずるものであります。その上、政府は、保安隊は現在のままにしておいて増員はしないと言明しております。しかし、安保条約で期待しておる自衛力の増強は、軍隊といふ名前こそつけなくとも、自衛の任に当る保安隊、海上警備隊の増員にあることは疑いをいれないであります。ゆえに、政府は、自衛力増強の計画にあたつて、自衛力増強の計画、すなわち防衛計画と、これに伴う長期経済計画の提示を求められることは必ずしと言わなければならぬと思います。しかるに、政府は、自衛力増強の計画は立てていないと言つております。実は木村試案は持つておるのでありますけれども、表面、計画なしと欺瞞をしておるのであります。はたして、政府に、自衛力増強計画及びこれに伴う経済計画の提示をアメリカ側から要請されることはないという見通しと確信があるのであるかどうか、はつきり伺いたいのであります。

きり伺ひたのであります。特別の理由なくして他国に物乞いをすることは独立国としての自尊心がとうてい許さないことは、吉田首相といえども異存がないところでありますよ。われくは貧しておらずとも、M.S.A.援助を受けようと考えておるのか、この際明確にしてもらいたいものであります。今こそ、われくの主張に屈服し、自衛力の増強の計画を明らかにすべき段階であると思うのであります。政府は、これをしも否定し続けるならば、によく右計画の提示をアメリカから迫られたときは、のつべきならぬはめに陥り、吉田内閣は責めを負うて退陣を余儀なくされると思うのでありますけれども、政府にそれだけの覚悟がはたしてできているかどうか、この際明確なる答弁を求めて、私の質問を終りたいと思ひます。(拍手)

まして、この条件だけから再軍備とか自衛軍ということは出て参りません。なお、保安隊を米国側で軍隊と見ておるじやないかというお話をあります。が、少くとも米国政府はかような見解を持つていなことは明らかであります。

なお、ごまかしの軍備の限界が来てるので、自衛軍とか外国に対する出兵とかいうことが起つて、政府が困るのじやないかというお話であります。が、それらはもちろん政府がきめることがあります。アメリカ側の意見によつて左右されることではないのであります。米国側の上院議員等がいろいろの意見を述べておることは、これは自由であります。が、政策の決定はもちろん日本政府が国民の意向を受け取るのであります。この政府の意向はすでに明らかになつておるのであります。

なお、自衛が直接侵略に対抗するものであろうといふ御議論で、安全保障条約の前文を引いておられます。が、私は、安全保障条約の前文から言ひますれば、日本には固有の自衛権がある、しかしその自衛権を行使する有効な手段がない、従つて、ただいまのところは、アメリカの軍隊が駐留して直接侵略に当る、こうなつておりますから、日本に自衛権のあることは明らかであります。が、自衛力としては国内の防衛だけに当ることが、ただいまの安全保障条約の精神でありますから、自衛ということ 자체からして自衛軍の創設を必要とするところにはならないと信じております。

なお、自衛力の増強といふことについては、われくもこれを希望して、できるだけ早く実現したいと考えておりますが、但し、これは日本の経済状態その他によるのであります。だいまのところ、これの人をふやすといふようなことは特に考えておりません。また自衛力の増強と申すことは、必ずしも人員の増加を意味するのではないかと存じます。内容の充実等ももちろんこれに入るであります。(拍手)

手) ことに、日本の場合におきましては、ただいま岡崎外相の報告の中にありましたダレスの証言によりましても、また一九五三年、五四年のアメリカの予算案の内容から見ましても、純軍事援助であることは、これは明白だと思います。(拍手) その予算案の説明には、「日本は国内治安及び適当な自衛を確保するための装備訓練の必要がある」と述べられて、中国一般地域の十億百万ドルの支出対象国の中に日本が入つておるのであります、そして相互安全保障庁を通じて支出しまする防衛支持その他経済援助の項目では、日本には何ら触れておらないのです。これをもつて見ましても、日本に対する援助が純粹の軍事援助であるということは、私ははつきりしておると思います。(拍手) この点はまた、アメリカの外交政策の立場から考えてみましても、私はそういうことが言い得るのではないかと考えておりますのでござります。

の巻返し政策、集団安全保障体制の強化であるといふことは、アメリカの外交がかわっていない以上、私はそう断定せざるを得ないと思うのであります。(拍手)言いかえますと、新たな情勢に即応する新たな世界勢力の均衡だと私は思うのでござります。そして、それを見ますするときに、軍事援助によりまして日本の防衛を一段階進めて、安全保障条約で期待しておつたよりもなお一層これを進めて、日本の防衛体制を強化し、日本をしてアメリカの防衛体制の中に組み入れようとする事は、一言もしておらないであります。(拍手)私は、まさかこの際臨時外相が政府は今まで、一体どんな援助を受けたのかどうかと云ふこと、そしてその受け入れる対象は何であるか、保安隊がそれに相当するものであるかどうかと云ふことについて、系統立った説明は一言もしておらないであります。

かつて木村長官が再三繰返し、たゞいまの保安隊で十分だといふようなことを、うそかまことか、ほんとうしょかに言つておりますが、そうであるならば、M.S.A.の交渉をする必要はないのです。(拍手)日本の立場からいって、何にもないのであります。それを、今までの態度は、ひた隠しに隠しておいて、突如として交渉を始めるといふ以上は、何かそこに防衛について強化しようとする——今では不十分だとすることを政府は是認せざるを得ないとあります。としまするならば、交渉の場合に、その原案なり防衛計画がなれば、交渉は一步も進みません。

なお、別の点から私は考えてみます。MSAの援助を受けなければ使節団が来ます。その使節団はどういう使命を持つているありますようか。MSAの援助を受けた国が次年度において援助を受けるとします場合には、その使節団は、計画をつくり、その計画を実施するに必要な金額の決定を行つたために、被援助国の当局との間に現地で交渉をして、折衝をして、その結果を本国に報告し、勧告しなければならない義務を持つております。日本がMSAの援助を受ければ、必ず使節団は来るのであります。これは今までの各委員会における外務大臣の答弁によつて昭らかであります。それならば、次年度から援助を受ける場合には、そういう形で計画をお互いにつくり、またはどつたらからか出して交渉しなければならないのに、初めて受けるときには、何らかの計画もなくして交渉を進めて、交渉が進むのでありますか。私は、そこに冒案のない交渉といふものは進まないと思つ。おそらく早かれこの計画を提出すればならないし、私は、政府にはその整備計画なり防衛計画はすでにあります。(拍手)政府は、すべからく、予算委員会の決定を尊重し、一日も早くそれを国民の前に、国会に明らかにすべきだと私は申すのであります。が、(拍手)その点になつては若干の秘密があるといふことをお申ししております。その若干の秘密と一体何であるか、何がゆえにそういう

第三は、軍事的な義務に關する問題であります。政府は、交換文書によりますと、相互安全保障条約の五百一十二条(a)の(3)に規定されておりますところの軍事的な義務の履行は、日本の場合においては、日米安全保障条約によつて日本がすでに受けておる義務の履行をもつて十分である、海外出兵を要求されるようなことはないと解釈をしておられます。しかし、私は、政府の解釈は実際甘いと思ひます。安全保障条約は日本の自衛力の漸増を期待しておられます。明らかにこれは義務ではなくございません。しかし、自衛力の漸増を期待しておりますが、一方ではやはり、間接侵略だけではないに、直接侵略に対するところの防衛もまた、安全保障条約をつくるときには、日本及びアメリカのお互いの間の問題となつて論ぜられたことあります。そして、今度の場合においても、しばしば自衛といい、防衛という言葉を使つております。MSAの基本的な目的が、そしてアメリカの外交政策の主点の箇きどころが、アメリカを中心とした集団安全保障体制の強化にある以上、MSAの援助を受ける、またMSAの援助をアメリカが与えるということは、この日本の防衛力を強化する以外には目的はないと思つのであります。

助を、なぜ日本に向うが与えようとして、日本がこれを欲するか、何らそこには根拠がないことになつて来るのあります。そしてまた、回答にあつたところの「自発的な個別的または集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめ」云々といふことは、自衛力の増強された日本がアメリカの欲する太平洋軍事同盟のようなものを使ふことを、あるいはアメリカは期待しておるかもしませんが、この回答の文面からは、どこからも、われくがMSAの援助を引受けたときに、MSAによる自衛力の増強を義務として引受けなくていいんだという結論は出て来ないのであります。しかも、自衛のためならば今の保安隊でも使うことができるといふ、この言外の意味は、集團保障が動く場合でも、戦争をやる場合でも、常に侵略の名においてやつておることは一度もなく、常に自衛の名のもとに行われることを考えるときに、私は、海外派遣兵を要求することはないと、いう外務大臣の独断的な解釈は再考、三考を要することであろうと思うのであります。これをないといふ保証はどこにもないと私は思う。(拍手)

官 報 (号外)

7

が、私たちがこれを見た瞬間に感じた印象は、こんなことで協定が結ばれるとするならば、これは恐るべき内政干渉を説明するのではないかといふことであつたのであります。(拍手)内政干涉とは、親が子供のやることを一々さしつけるといふような意味のものではなく、著しき不平等協定が結ばれて、わが国の政治がアメリカ側の隸属下に置かれるのではないかといふ点であります。(拍手)政府は、そんなことはないと言ふかもしれません。今現に岡崎外務大臣は、この席でもそろ言われたのでありますけれども、私どもは、現にそういう事実を、日米安全保障条約に基く行政協定の実施の面に、いやどうぞ見せつけられておるのであります。(拍手)

安全保障条約そのものは、形式的に日本からの要望に基いて結ばれたものであることが表明されております。だが、当時の内外諸般の政治的情勢と日本の立場から見まして、アメリカ側からこういふ形式をとるようになると強要されたことは、だれ一人疑う者はないのです。(拍手)それでもなお、条約文の上には露骨に干涉の権利を規定しておるのであります。これが、それに基いて、政府が、国民の意思を聞くことなく、かつてに結んだ行政協定で、アメリカ側の申出を何一つ拒否することのできない、一方的なものとなつてしまつておるのであります。今日行政協定に基いて設定されているアメリカ側の基地、演習場、宿營地等において、日本政府はもちろん、アメリカ側におてもおそらくは予期しなかつたであろう排米感情が、今や民族的感情にまで高められるとする、なま

しい事実を見ておるのであります。(拍手)その原因を指摘しますれば、言うまでもなく行政協定が日本の主権を侵害するような不平等をまるるものであります。

行政協定の実質にかんがみまして、初めから援助を内容とするこのたびの相互安全保障協定が、あるいは行政協定以上に日本の主権を侵害するものではないかと憂えるのは、國の独立の尊厳を維持せんとする者の当然の態度でなければならぬのであります。(拍手)もし政府がこの点に思い及ばなかつたとするならば、吉田内閣は、占領中から引続いていた関係で、占領中の干渉に麻痺して感覚を失つた不感性に陥つておるものと言わなければならぬのであります。(拍手)日本国民は、このたびの協定が、行政協定と同じよう主権を侵害するがことき不平等のものであることを、断じて許容しないのであります。この点について、政府はいかにして対等互恵の主張を協定文の上に具体化せんとするのか、明確なる答弁を与えられたいのであります。

(拍手) 第二は、協定締結の結果、日本の憲法に違反するおそれが生ずるのではないかと思われる所以あります。政府の見解はどうであるのか。

第三は、協定締結の結果、日本が通いつつあるのであります。このたびの協定は日本側にとつては日本の自衛力の漸増に役立つこと、しこうして自衛力といふこと

る間接侵略の場合であつても、治安保持にかわりはないのであります。われわれは国内治安を保持することは必要

であると信ずるが、防衛と治安とはおらずから異なつております。これを狭義に解釈いたしますれば、国外軍事力との対抗を意味するものであると言わな

ければなりません。たゞ消極的であるとしても、國外軍事勢力との対抗であることは、おのずから交戦権の発動となる

以上は、おのずから交戦権の発動となるが具体的に発動する場合、これが憲法に抵触しないと思つておるのか、どう

であるか、この点を明らかにしてほし

いのであります。(拍手)

第二に、このたびの協定がアメリカの国内法である相互安全保障法に基いて結ばれるとするることは言

うまであります。過日の回答文書の中にも明らかな通り、同法第五百十一

条(a)項によるものであります。これに

よりますれば、協定が結ばれる大前提

は、アメリカの安全に寄与し、アメリカの外交政策の発展に役立つと大統領

が認め、しかも六項目の条項を受諾し

た国に援助を与えるというのであります。六項目というのは、御承知の通

り、ことごとくが軍事条項であります。ただ、日本の場合は、日本が形式

的に軍隊を持つてゐないと、いう点から、交渉過程においてこのことが論議

れます。十なわち、第一は、協定は日本側にとつては日本の自衛力の漸増に役立つこと、しこうして自衛力といふこと

の対象とならないと、だれが保証し得るであります。(拍手)もしそうな

れば、明らかに憲法違反である。この法律の精神であります。また、援

助をする國の立場からしますれば、軍事援助にしろ、經濟援助にしろ、技術

援助にしろ、それが自國に役立たない場合に援助を行うはずはありません。

従つて、協定を結ぶ被援助国は、よほ

どしつかりしていませんと、援助を受けるといふ日先の利害に眼がくらん

で、アメリカ側の言い分をするべくに

聞いてしまつとうとくことになるおそれ

が十分にあるのであります(拍手)

アメリカ側の回答文書の中に、日本

政府の質問中に記載してなく、従つて

日本政府が予期していなかつた平和条

約第五条(c)項が明記されていること

を、政府は「体とのよに受取つたの

であるか。平和条約第五条(c)項によりますれば、日本は自發的に、個別的も

しくは集団的に安全保障条約を締結することができます。今回のアメリカ側の回答文

書の中に、ことさらにこのことが明記し

てあることは、将来日本が自發的といふ形式を借りて、どこかの国と、たと

えば中ソ友好同盟条約に对抗的に締結されるような地域的集団安全保障条約

に参加せしむることを予想して、このことが明記されたものではないかとい

う疑ひが十分感じられるのであります。もし、そういうことになりますれば、

事はきわめて重大である。かかる

条約に参加することになりますれば、

日本の対外的軍事的義務は不可避であ

ります。平和条約第五条(c)項の規定か

ら、交渉過程においてこのことが論議

され、その修正を見せておるのであり

ます。けれども、本質は、アメリカの

安全が主で、被援助國の行為がこれに

役立つ場合には二つの場合が予想せら

れます。十なわち、第一は、協定は日本

本側にとつては日本の自衛力の漸増に

役立つこと、しこうして自衛力といふ

の見解はどうであるのか。

○國務大臣(緒方竹虎君) MSAに開

くと、内政干涉を受けることによつて、内政干

涉を受けることになりますが、内政干

渉を説明するのではないかといふこと

です。内政干涉を受けることになりますが、内政干

渉を説明するのではないかといふこと

省とワシントンとの間に話し合いを進めていますが、日本の自衛力増強に役立ち、また経済の上にプラスになるということを確かめ、さらにそれが日本の内政干渉になるようなおそれがあれば、もちろん結論はいたしません。その点につきましては、政府は確信を持つております。

また、この協定が憲法に抵触することはないかという御質問でありますけれども、これもまた話合いを進めた上でないとわかりませんけれども、政府としては、憲法に抵触するおそれのある協定は結んだらないつもりでおります。(拍手)

うお話であります。この平和条約は、もちろん国会でも絶対多数をもつて承認されたものであります。この中に明記してありますする権利をさらに有効に行使せんとする目的でありまするならば、決して憲法の違反になることはないと考えております。

なお、この交渉の途中においてその経過を報告しろといふお話でありまするが、これはできるだけ報告をいたしまして、また国会を通じて国民の理解をも深めたいと考えております。

ることによって、共産主義の侵入を防ぎ、もつて民主主義を擁護せんとするところに出発している。まず経済援助を与える。それから技術援助を与える、そして軍事援助を与える。さらにはこれを国際的協力計画に押し進め、幾変遷を経て今日に至つたものである。現在においては、それはもつぱら共産主義諸国に対して自由世界の武装を強化するために、今年度においては五十三億余ドルを五十三箇国に向つて援助するという規模のものになつておる。これをもつて相互防衛の実をあげ、アメリカ合衆国の安全を保持せんとするものであると私は了解いたしておるのであります。が、MSA法の沿革と、その本来の目的、動機等について、外相はどういう見解を持つておられるか。

みません。日本では何も言わない。ワシントンでは、しきりに、経団連その他の秦や、政府の背後の人々によつてこしらえられたといふ案が論議されておる。ただ日本だけが何も知らぬ。自然に木村放談が飛び出して来るいわれなしとしない。M.S.Aの援助を受諾するといつしましても、その受諾条件を満たすとともに、軍事費は最小限に食いとめ得るものでなければ、あまり意味をなさぬものである。

M.S.A機構は、今後三年間、すなはち一九五五年六月まで打切るようにいわれておるが、なお新しい機構において何年間統けられることになるかもしれない。日本に対する援助は、特殊の兵器は別として、日本人の間尺に合わない米国製の兵器や軍需品は、これはなるべく辞退するがよろしい。そういうことにして、日本の国内の購入を主とするところの域外買付による援助方法が最も望ましいのである。ドル収入が日本の経済の支柱になるのでなければ、兵器の増加、防衛力の增强が達成できないではないか。それは交渉によつて強く主張しなければならぬところであると思う。援助目的に沿い得るのでなければ何にもならぬ。この点に政府ははたして自信をもつて交渉できることどうか。

M.S.A援助を受諾するとせば、国連に加入することに対して一步を進めることになると思う。五十箇箇国とともに日本は国連に加盟することになるのでありきとするから、国連に一たび加盟店となれば、そこに国連憲章による義務が出て來るのであるが、その場合に、外国の救援に日本だけはおもむかないことなどができるか。今度の交渉に

よつて、そういうとりきめができるものであるか、できないのではないか。日本だけがこれを拒否する道はないのであつて、結局外地へ派兵をしなければならぬようになる。アメリカとしてのは、艦隊であるとか、保安隊であるとか、そんな名称はどうでもよい。アメリカのわらひは、その条文にもうたわれているようだに、いわゆるマン・パワーにある。これも人的資源の意味におけるマン・パワーである。これをフルに活用する意味である。

もう一つ、昨日アイケルバーガーが言られておつたように、基地としての重要性をねらつておるわけである。その他の点においては、何ら多くを聞くところではないのである。また、私の伺いたいのは、これは実際問題として、アイケルバーガーの朝鮮から引揚げよといふ説は昨日も出ておつたが、こういうことはあり得ると思う。アメリカにおいても、孤立派は相当まだおるのです。そういうことが実現されるとするならば、ただちにその脅威を感じるのでないか。国内等に外敵が侵入して来た場合、一応アメリカがこれに対応するとしても、日本の警備隊あるいは保安隊は、指をくわえて見ておられり、これに同調しない、一緒になつてこれを撃退しないことができる。さればすでに、これは絶に描いたばかりであると言つた。特需によつてささそられて來た日本の經濟が、朝鮮の休戦によつて愕然としておるときに

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

〔益谷秀次君登壇〕

にてのフランス共和国に対する感謝決議案、並びに戦争犯罪による受刑者の特赦についてのフィリピン共和国に対する感謝決議案の両案について、小会派クラブを除く各党を代表いたしました。その趣旨説明をいたしたいと存じます。(拍手)

は国民のすべてが熱望するところで、あり、本院においても過去数回にわたり、決議をもつて要請したが今回、フィリピン共和国が、七月四日の独立記念日あたり、フィリピンにおいて服役中の日本人戦争犯罪者に対して、特赦の恩典を与えたことは、ひとり本人及びその家族のみならず、日本国民のひとしく喜びとするところである。

衆議院は、右の寛大なる措置をとられたるフィリピン共和国セリノ大統領閣下に対し深甚なる感謝の意を表する。

各國の好意に訴えたのであります。が、幸いにも、フランス共和国大統領オリオール閣下におかれでは、昨年七月の日本政府から同國政府あての日本戦犯者赦免の申入れにこたえられ、他国に率先して、本年五月二十六日に、同國關係日本人戦犯者全員中三名を除く三十一名に對して恩赦の特典を与えられたのであります。かかる人道的措置こそは、自由、平等、博愛の仏國の建国精神に立脚するとともに、日仏両國の親善關係を一層緊密にするものであります。日本国民のひとしに感謝せんべからうござることらでありま

○の措置をとられるようになんてやみません。
何とぞ議場の諸君の御賛同あらんことを望みます。(拍手)
○議長(堤源次郎君) 両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

て特に多くするところであります。さ
らに、今回の措置の陰には、フランス
なりフィリピンなりの多数の有力者の
絶えざる努力のあつたことも、この際
銘記すべきであると考えております。
政府いたしましては、今回の御決
議の趣旨に沿いまして、日仏、日比の
関係の改善に一層の力を尽すつもりで
あります。が、同時に、他の戦犯問題の
解決につきましても、世論の要望にこ
たえ、今後ともさらに努力を続けて参
るつもりであります。(拍手)

独立後一年有余、戦争犯罪による受刑者として内外に拘禁中のもの、いままなお相当数にのぼり、その放はれは国民のすべてが熱望するところであります。本院においても過去数回にわざと相まつて、清々と国家再建の美を表する右決議する。

たり、決議をもつて要請したが、フランス共和国が率先して五月二十六日をもつて同国関係日本人戦争犯罪者に對し、特赦の恩典を与えられたことは、ひとり本人及びその家族のみならず、日本国民のひとしく喜びとするところである。

衆議院は、右の寛大なる措置をとられたるフランス共和国オリオール大統領閣下に対し深甚なる感謝の意を表する。

げ、昭和二十七年四月には対日平和条約の発効を見るに至り、ここに民主主義国家の一員として世界の平和維持と人類の福祉増進とに貢献する道が開けたことは、国民のひとしく喜びとされるところであります。しかしながら、その喜びの陰には、いまなお相当数の者が國の内外にわたり戦争犯罪者として獄舎に呻吟苦惱していることを思ふ、またその家族の人々の言語に絶対の心労のいきばかりかを察するとき

右決議する。

〔拍手〕

戦争犯罪による受刑者の特赦についてのフィリピン共和国に対する感謝決議

独立後一年有余、戦争犯罪による受刑者として内外に拘禁中のもの、まことに相當数にのぼり、その釈放を念願してやまないのであります。

よつて、衆議院は、この国民の悲願に沿うて、独立回復後の国会において、十三、十五回の再度にわたつて戦犯者の釈放に関する決議をいたして、政府にその善処を要望するとともに、関係

各国の好意に訴えたのであります。幸いにも、フランス共和国大統領オリオール閣下におかれでは、昨年七月の日本政府からの同國政府への日本に、同國關係日本人戰犯者全員中三名を除く三十一名に対して恩赦の特典を享受されたのであります。かかる人道的措置こそは、自由、平等、博愛の仏國の建国精神に立脚するとともに、日仏両國の親善關係を一層緊密にするものであります。感謝おあたわざるところであります。また、今般フィリピン共和国キリスト教精神に基き、かつ日比両国将来における友好親善關係を考慮され、英断をもつて、本日の同國獨立記念日を期して、同國服役中の全日本人戰犯者に対し、死刑者は無期刑に、無期並びに有期刑は斎放に、特赦の恩典を与えられましたことは、本人及びその家族は申すに及ばず、全日本国民の衷心より感謝いたすとともに、フィリピン国民の友愛の精神に対しまして心から敬意を表するものであります。

仏國がほんど時を同じくしては、日本国民の正義と平和とを愛好する精神に合致するのみでなく、世界平和と新しい秩序の確立に貢献するところ多大なるものがあると信するものであります。顧わくは、政府においては、今後連合国に対し一段の努力を傾けて、日本人戰犯問題の解決に当られるよう要望いたしますとともに、仏比両国を除く各國におかれても、このたびの例によつて、すみやかに類似

が、幸いにも、フランス共和国大統領本人戰犯者赦免の申入れにこたえられて、他國に率先して、本年五月二十六日に、同國關係日本人戰犯者全員中三名を除く三十一名に対して恩赦の特典を享受されたのであります。かかる人道的措置こそは、自由、平等、博愛の仏國の建国精神に立脚するとともに、日仏両國の親善關係を一層緊密にするものであります。感謝おあたわざるところであります。また、今般フィリピン共和国キリスト教精神に基き、かつ日比両国将来における友好親善關係を考慮され、英断をもつて、本日の同國獨立記念日を期して、同國服役中の全日本人戰犯者に対し、死刑者は無期刑に、無期並びに有期刑は斎放に、特赦の恩典を与えられましたことは、本人及びその家族は申すに及ばず、全日本国民の衷心より感謝いたすとともに、フィリピン国民の友愛の精神に対しまして心から敬意を表するものであります。

○議長(堤康次郎君) 起立總員。よつて両案は可決いたしました。(拍手) この際外務大臣及び法務大臣から発言を求めております。これを許します。外務大臣岡崎勝男君。

〔國務大臣岡崎勝男君登壇〕

○國務大臣(岡崎勝男君) ただいま本院において、フランス共和国及びフィリピン共和国の日本人戰犯特赦に対し、それべ感謝の決議をいたされました。が、これはまことに時宜に適するものとして、政府としてもまつたく同感の意を表するのであります。

一、戰犯問題の解決は、國民一般もかねがね切望していたところであります。政府といたしましても、この國民の願望はあらゆる方法により先方に伝えることに努めて参つたのであります。今般フランス共和国及びフィリピン共和国のとられました措置が発表されるや、關係家族は申すに及ばず、国民ひとしく喜びの声をあげましたのも、またまことに当然のことと考えておるのであります。政府は、今回両國のとられました人道的措置に対し、深き感謝の意を表するものであります。

なお、比島におきましては、先ほども申されましたように、本問題について種々國民感情の考慮を要するものがあつたと考えられるのであります。が、キリノ大統領の英断は、この意味においても

て特に多くとるところであります。さ
らに、今回の措置の陰には、フランス
なりフィリピンなりの多数の有力者の
絶えざる努力のあつたことも、この際
銘記すべきであると考えております。
政府いたしましては、今回の御決
議の趣旨に沿いまして、日仏、日比の
関係の改善に一層の力を尽すつもりで
あります。が、同時に、他の戦犯問題の
解決につきましても、世論の要望にこ
たえ、今後ともさらに努力を続けて参
るつもりであります。(拍手)
○議長(斐庭次郎君) 法務大臣大森健
君。
〔国務大臣大森健君登壇〕
○国務大臣(大森健君) ただいま本院
においてなされました日本人戦争犯
罪受刑者に対する特赦の処置は、受刑
者はもちろん、家族はもとより、全国
民が満腔の感謝をもつてその好意を迎
えたことと存じます。この寛容に満ち
た措置がなされるに至りました陰に
は、フランス共和国のオリオール大統
領閣下及びフィリピンのキリノ大統領
閣下を初め、両国各界の有力なる人士
の大いなる尽力があつておること
はもちろんでござりますが、同時に、
無名にして高潔なる宗教的精神を抱い
てゐる、かの国人の人々の目立たぬ配
慮、奔走が長きにわたつて今日の実を
結んだのであります。このたつとき
事実をわれ／＼は決して忘却してはな
らないのであります。(拍手)彼の美徳
にこたうるに、われらはあらゆる信義

又は農林中央金庫が、營農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てたために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのを都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五 都道府県が、農業協同組合その他金融機関との契約により、当該金融機関が營農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、營農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が營農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費

八 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、營農資金を補助する場合における当該補助に要する経費

2 前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならない。
一 当該契約の当事者である農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関(以下「融資機関」という。)は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならない。
二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によって得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失の「一部」、なお残額があるときは、当該契約による都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。
第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子(政令で定める還利子を含

第四条 前条第一項の規定により政府が
都道府県に対し交付する補助金
は、同項第一号から第四号までの
経費については、当該利子補給額
の二分の一に相当する額又は当該
利子補給の対象となつた貸付金の
総額につき年二分五厘の割合で計
算した額のいずれか低い額の範囲
内とし、同項第五号から第八号まで
での経費については、当該損失補
償額の二分の一に相当する額又は
当該損失補償の対象となつた貸付
金の総額の百分の十五に相当する
額のいずれか低い額の範囲内とす
る。

(政府への納付金)

第五条 第三条第一項の規定により
補助金の交付を受けた都道府県
は、融資機関から同条第二項第二
号の契約事項による納付金を受け
たときは、その一部を政府から補
助を受けた割合に応じて政府に納
付しなければならない。

第三条第一項の規定により補助
金の交付を受けた都道府県は、当
該都道府県から補助金の交付を受
けた市町村が融資機関から同条第
二項第二号の契約事項によつて納
付金を受けたときは、その全部又
は一部を当該市町村が都道府県
から補助を受けた割合に応じて当

該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打切又は返還)

第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三条第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第一條第二項中「償還期限二年以内」を「償還期限二年(政令で定める場合は三年)以内」に改める。

第四条第二項中「貸付金の総額につき年二分五厘」を「貸付金の総額につき年二分五厘(政令で定める場合は年三分)」に、「貸付金の総額の百分の十五」を「貸付金の総額の百分の二十」に改める。

(出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百億円」を「百八十九千三百万円」に改める。

附則

卷之三

四

一、助成の対象となる融資限度は二十億円となつてゐるが、融資

要望額がこれを超過する場合においては、これが増額につき措置すること。

損失補償に関する融資に円滑化を図ることをめざす。政府は今後、地方自治体の損失補償額に相当する特別平衡預金

交付金増額の措置を講ずる」と。

なお、この附帯決議に対し、篠田農林政務次官及び大蔵省河野主計局長から、御趣旨に従い十分考慮したい旨の所見を述べられまして、これを了承しました。(簡単と呼ぶ者あり)

農林漁業金融公庫は、去る四月一日に新発足いたし、農林漁業者に対し長期間低利の資金融通を行つて來ているのであります。が、本年度における同公庫の貸付計画は二百四十億円を計上いたし、他に今次四、五月における陳情害被害農家に対する樹勢回復用肥料、晚秋蚕桑用の蚕種及び代作用蔬菜種子の購入資金として(簡単々々)と呼ぶ者あり)九千三百万円を加えました。

農林漁業金融公庫は、去る十五国会に於て現行農林漁業公庫法が本農林委員会を通過の際、事業内容の健全なる信用農業協同組合連合会については、

社会党足鹿委員から、去る十五国会に於て現行農林漁業公庫法が本農林委員会を通過の際、事業内容の健全なる

異議はございませんでしたが、たゞ、明瞭でござりますので、各委員とも

正する法律案について報告いたしました。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について報告いたしました。

農林漁業金融公庫は、去る四月一日に新発足いたし、農林漁業者に対し長

期間低利の資金融通を行つて來ているのであります。が、本年度における同公庫の貸付計画は二百四十億円を計上いたし、他に今次四、五月における陳情害被害農家に対する樹勢回復用肥料、晚秋蚕桑用の蚕種及び代作用蔬菜種子の購入資金として(簡単々々)と呼ぶ者あり)

〔参考〕

これに対する資金源といだしましては、一般会計の出資百八十億九千三百万円、資金運用部よりの借り入れ五十億円、既貸付金の回収十億円を予定しているのであります。従いまして、現行の昭和二十八年度一般会計よりの出資金百億円を百八十九億九千三百万円に増加いたす必要がござりますので、ここに本法案を提出いたすこととなつたのであります。

本法案は、去る六月二十三日、本農林委員会付託と相なり、翌二十四日、保利農林大臣から提案理由の説明を聽取いたしました。本案は、ただいま申

し上げましたことと、昭和二十八年四月及び五月における陳情害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案との関連をもつて提案されておりまますので、同案と一括して質疑を行つたのであります。本法の趣旨、内容と

所見を述べられまして、これを了承しました。

次に農林漁業金融公庫法の一部を改

正する法律案について報告いたしました。

農林漁業金融公庫は、去る四月一日に新発足いたし、農林漁業者に対し長

期間低利の資金融通を行つて來ているのであります。が、本年度における同公庫の貸付計画は二百四十億円を計上いたし、他に今次四、五月における陳情害被害農家に対する樹勢回復用肥料、晚秋蚕桑用の蚕種及び代作用蔬菜種子の購入資金として(簡単々々)と呼ぶ者あり)

〔参考〕

これに対する資金源といだしましては、一般会計の出資百八十億九千三百

万円、資金運用部よりの借り入れ五十億円、既貸付金の回収十億円を予定して

いるのであります。従いまして、現行の昭和二十八年度一般会計よりの出資

金百億円を百八十九億九千三百万円に増加いたす必要がござりますので、ここに本法案を提出いたすこととなつたのであります。

本法案は、去る六月二十三日、本農

林委員会付託と相なり、翌二十四日、

保利農林大臣から提案理由の説明を聽

取いたしました。本案は、ただいま申

長報告は可決であります。両案は委員会の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

法案との関連をもつて提案されておりまますので、同案と一括して質疑を行つたのであります。本法の趣旨、内容と

所見を述べられまして、これを了承しました。

次に農林漁業金融公庫法の一部を改

正する法律案について報告いたしました。

農林漁業金融公庫は、去る四月一日に新発足いたし、農林漁業者に対し長

期間低利の資金融通を行つて來ているのであります。が、本年度における同公庫の貸付計画は二百四十億円を計上いたし、他に今次四、五月における陳情害被害農家に対する樹勢回復用肥料、晚秋蚕桑用の蚕種及び代作用蔬菜種子の購入資金として(簡単々々)と呼ぶ者あり)

〔参考〕

これに対する資金源といだしましては、一般会計の出資百八十億九千三百

万円、資金運用部よりの借り入れ五十億円、既貸付金の回収十億円を予定して

いるのであります。従いまして、現行の昭和二十八年度一般会計よりの出資

金百億円を百八十九億九千三百万円に増加いたす必要がござりますので、ここに本法案を提出いたすこととなつたのであります。

本法案は、去る六月二十三日、本農

林委員会付託と相なり、翌二十四日、

保利農林大臣から提案理由の説明を聽

取いたしました。本案は、ただいま申

進と産業の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者で、國、國がその資本金の三分の一以上を出資している法人及び地方公共団体以外のものをいう。

二 事業労働者 事業者に使用されている者をいう。

三 産業労働者住宅 産業労働者の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。

(業務を行う機関)

第三条 この法律による資金の融通に関する業務は、住宅金融公庫(以下「公庫」という)が行うものとする。

(資金融通の原則)

第四条 この法律による資金の融通は、一事業者に使用されている産業労働者の住宅不足が甚しい場合において、当該産業労働者のための住宅の建設に必要な資金に産業労働者住宅(以下「住宅」という)を建設しようとする者で、住宅の建設に必要な資金の全額を調達することが困難であるものに対して行額を補足するためのものとして行わなければならない。

(住宅の敷地の選定基準等)

第五条 この法律により資金の融通することにより、その建設を促進し、もつて産業労働者の福祉の増

るとともに、その位置は、産業労働者の日常生活の利便の増進及び労働能率の向上に寄与するよう選ばなければならぬ。

2 この法律により資金の融通を受けて建設する住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造及び設備を有するものとするとともに、集団的に建設されるよう努めなければならない。

(地方公共団体の援助)

第六条 地方公共団体は、その公益上必要があると認める場合においては、第七条第一項各号に掲げる者に対する資金上及び技術上の援助を与えることができる。

(第二章 公庫の業務)

第七条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、左に掲げる者に対する、住宅の建設に必要な資金の貸付を行ふ。

(資金の貸付の範囲)

第八条 公庫は、前項各号に掲げる者が貸し付けるもの

二 事業者が、その事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸し付けさせる目的で出資又は融資する会社その他の法人

一 事業者で、その事業に使用する産業労働者に対し住宅を建設して貸し付けるもの

2 公庫は、前項各号に掲げる者が住宅の建設に附隨して新たに土地の取得を必要とする場合においては、土地の取得に必要な資金を当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

3 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号、以下「公庫法」という)第十九条の規定は、第一

提出された書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、これを当該関係地方公共団体に通知しなければならない。

において同じ。)をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ、公庫法第十九条(貸付をことができる住宅)並びに第二十条(貸付金額の限度)第一項及び第二項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅でなければならない。

住宅の建設をしようとする者に対する
二項の規定により資金の貸付をする
場合においては、貸付金の一戸
当たりの金額の限度及び貸付金の償
還期間は、公庫法第二十一条第一項
及び第二十二条(貸付金の利率並
びに償還の期間及び方法)第一項
の規定にかかわらず、左のとおり
とする。

産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合には、貸付金の住宅又は簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれらに附隨する土地の取得を目的とする貸付金

<p>金の一戸当たりの金額の限度及び 付金の償還期間は、融通法第九 第一項の規定にかかるらず、左 とおりとする。</p>
<p>三十一年以内 償還期間 貸付金の償 還額</p>

区	分	貸付金の限度	償還期間
前項に規定する住宅であるものに附隨する土地の借地権の取得をする賃付金又は借地権の取扱を目的とする賃付金	防寒住宅であつて且つ、前項に規定する耐火構造及びこれに附随する土地の借地権の取扱を目的とする賃付金	前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものに附隨する土地の借地権の取扱を目的とする賃付金	三十年以内
住宅の建設費又は土地若しくは借地権の額の八割五分に相当する金額	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の額の八割五分に相当する金額	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費)以下本条例において同じ)又は土地若しくは借地権の額(標準建設費をこえる場合においては標準建設費)の八割五分に相当する金額	三十五年以内

3 第一項に規定する住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、公庫法第二十条第二項に規定する主務省令で定めるもの除外する建設省令・大蔵省令で定める。

融通法（昭和二十九年法律第一号）（以下「融通法」という。）第七条（資金の貸付の範囲）第一項の規定により、北海道の区域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をする。

は、第二項の場合における住宅の床面積について、同条第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する標準建設費及び標準価額について、適用する。

とができる住宅は、防震住宅でもつて、且つ、融通法第七条第三項において適用する公庫法第十九条及び融通法第九条(貸付の条件)等一項に規定する耐火構造の住宅でなければ簡易耐火構造の住宅でなければ

(住宅金融公庫の資金)によつて
設される産業労働者住宅

金 ならぬ。
2 公庫が北海道の区域内において

第十一条 北海道知事は、毎年一回、建設省令の定めるところにより、北海道の区域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について建設大臣に報告しなければならない。

2 北海道知事は、前項の規定による報告をするについて必要があると認めるときは、北海道の区域内の市町村の長に対して、必要な資料の提出を求めることができる。

3 公庫が、この法律の施行前（前項に規定する住宅については、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日前）に、資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理したものについては、第八条及び第九条の規定にかかわらず、公庫法の規定を適用する。

4 建設省設置法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のとおり改正する。

第三条第二十三号の三の次に次の一号を加える。

第一項に規定する防寒住宅の造成及び設備について必要な技術事項は、建設省令大蔵省令である。

に違反して資金の貸付をした分の
の役員又は職員は、三万円以下の
過料に処する。

附 則

2. この法律は、公布の日から施行
する。
第八条及び第九条の規定は、こ
の法律の施行の日から起算して一
年を限り、政令で指定する地域内

第一項に規定する額の二分の一を下限とする。
第十一条 第四項及び第五項の規定は、
第二項に規定する標準建設費及び
標準価額について、適用する。
(報告)

8 において建設（あらたに建設され）た住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。）をする住宅については適用しない。

4 公庫が、この法律の施行前（前項に規定する住宅については、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日前）に、資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理し、たものについては、第八条及び第九条の規定にかかるらず、公庫法の規定を適用する。

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のとおり改正する。

(罰則)
第十一條 第八条又は第九条の

第三条第二十三号の三の次に次の
の一号を加える。

二十三の四 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第号）の施行に關する事務を管理すること。

別表第三第一号百二十二の次に
次のように加える。
百二十二の一 北海道防寒住宅
建設等促進法（昭和二十八年法律
第 第 号）の定めるところによ
り、建設大臣に報告をする等の事
務を行うこと。

北海道防寒住宅建設等促進法案に対する修正案

区 分
防墳住宅であつて、且つ、
の住宅に規定する簡易耐
及びこれに附隨する土地の
金の取得を目的とする貸付

北海道防寒住宅建設等促進法案（瀬戸山三男君外三十八名提出）に関する報告書

北海道防寒住宅建設等促進法案（瀬戸山三男君外三十八名提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

は、さらに緊迫いたしておりまして、勤労能率に対しても重大な影響を与えている状況であります。住宅供給に關係する労働者の住宅を建設する事業者等に対する建設を促進せんとするものであります。

本法案は去る六月二十三日本委員会においても慎重に審査いたしました。その際特に問題となりました点は、貸付対象の範囲、貸付金の限度、償還期間等のほか、貸付対象並びに入居者の公正なる選定等に関する事項でありましたが、詳細は速記録を御参照願います。

かくて、質疑終了後、村瀬宣親君より、貸付限度の引上げ及び償還期間の延長に関する修正動議が提出されました。が、討論を省略してただちに採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致にて可決されました。

なお、本案に関しましては、山下榮二君より次のとおり附帯決議の動議が提出され、これも全会一致で可決されました。

産業労働者住宅資金金融通法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に際し次の措置を講すべきである。

の建設については、最近の機会においては、貸付資金の増額をはかる措置を講じ、あわせて資金貸付の範囲の拡大貸付金の限度の引上げ及び貸付金の利率の低減に努めること。
二、住宅対策審議会に所要の部会を設け、本法に関する重要な事項についての住宅対策審議会の意見を充分に尊重すること。
三、貸付金に係る住宅の入居者の資格及び家賃その他の賃貸の条件について入居者の意見を充分に反映させるために、必要な措置を講ずること。
四、勤労庶民住宅の建設を促進するため、これに課せられている税金の减免に関する適切な措置を講ずること。
以上であります。

次に、議題となつております北海道防寒住宅建設等促進法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、提案の理由を申し上げます。昭和二十五年北海道開発法が制定せられ、北海道の総合的な開発の国家的な重要性が認められたのでござりますが、その基本要件といたしまして、居住条件がまず第一に取上げられなければならぬのであります。ところが、

特殊事情もありますので、この際道民を北海道に永住定着せしめるためにも、できるだけ北海道の住宅を不燃防寒構造にしてよろとせるものであります。

次に、本法案の内容いたしましては、北海道の気象条件に適する不燃防寒住宅の構造設備を研究し、これを一般に普及することに対し国の助成をすることが、住宅金融公庫より融資されること、は公共団体の資金により建設される住宅は不燃防寒構造のものに限り、それがわり償還期間の若干の延長を認めること、並びに公営住宅その他國また他團体によること、住宅は努力して不燃防寒的なものとせねばならぬ旨を規定しております。

本法案は、去る六月二十六日本委員会に付託されまして以来、二回にわたり委員会を開き、慎重に審議いたしました。質疑の内容につきましては速記録を御参考願いたいと存じます。

かくて、質疑終了後、五十嵐吉誠君より修正案が提出されました。本修正案は、先刻御報告申し上げました産業労働者住宅資金通法案の修正に伴いまして必然的に修正されなければならぬものであります。引き続き討論に入り、日本社会党を代表して中井徳次郎君より、本法案の趣旨は、ひとり北海道にのみ適用されるべきでなく、他の寒冷地にも普遍すべきである旨の意見が述べられた後、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案、とともに全会一致をもつて可決されました。

以上、簡単ではありますが、御報告申し上げます。

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○國長(堤原次郎君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

次に、その他の二案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○國長(堤原次郎君) 起立多数。よつて両案は可決いたしました。

第六章 雜則(第二十五条～第二十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行ふ、あわせてその福祉を図り、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及びらい患者(以下「患者」という)の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、らいに関する正しい知識の普及を図らなければならない。

(差別的取扱の禁止)

第三条 何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、そのゆえをもつて不當な差別的取扱をしてはならない。

(指定医の診察)

第四条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、その指定する医師をして、患者又は患者と親族関係にある者を診察させることができる。

(前項の医師の指定)

第五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、その指定する医師をして、患者又は患者と親族関係にある者を診察させることができる。

(医師の届出等)

第六条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めると診断し、又は死亡の診断若しくは死体の検査をした場合において、死亡者が患者であつたことを知つたときは、厚生省令で定めるところにより、患者、その保護者(親権を有する者)又は死体のある場所若しくはある場所を管理する者若しくはその代理をする者若しくはその代理をする者に對し、國が設置するらい療養所(以下「国立療養所」という)に入所し、又は入所させるよう勧奨することができる。

(汚染場所の消毒)

第七条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者又は死体があつた場所を管理する者又はその代理をする者に對し、國が設置するらい療養所(以下「国立療養所」という)に入所し、又は入所させるよう命ぜることができる。

(消毒材料の交付)

第八条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者又は死体があつた場所を管理する者又はその代理をする者に對して、消毒材料を交付してその場所を消毒すべきことを命ぜることができる。

(物件の消毒薬等)

第九条 都道府県知事は、らい予防上必要があると認めるときは、当該職員に事務所を消毒させることができる。

(都道府県知事は、前項の命令を

受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認めた患者について、第二項の手続をとるといふが、その命令を受けることによって、当該職員に事務所を消毒せしめなければならない。

2 都道府県知事は、前項の消毒又は廃棄を行つて消毒を命じ、又は消毒料を交付して消毒を命じ、又は消毒を命じ、若しくは禁止し、消毒材

を補償しなければならない。

3 都道府県は、前二項の規定による廃棄によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第一項の効果は、前条に規定する医師が當該患者を診察した結果、その者からいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。

5 都道府県は、前二項の規定による廃棄によつて厚生省令の定めるまでの間、接客業その他公衆にらいを伝染させるおそれがある業務であつて、厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

6 前条第四項の規定は、前項の従事する職員とみなす。

7 都道府県知事は、前項の規定によつて、らい予防上必要があると認めた患者又はその保護者に対する請求を受けたときは、補償する金額を決定し、当該請求者にこれを請求しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた者は、これを不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に訴をもつてその金額の増額を請求することができます。

9 都道府県知事は、前二条の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

10 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

11 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

12 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

13 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

14 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

15 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

16 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

17 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

18 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

19 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

20 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

21 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

22 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

23 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

24 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

25 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

26 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

27 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

28 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

29 都道府県知事は、前項の職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることがある。

これに対し全く全面的に予防措置を講ずる
とともに、患者及びその家族の福祉につ
いて万全を期するため新たに難病予防
法を制定しようというのが、本法案提
出の理由であります。

かくて、本日質疑を打切り、討論に入りましたところ、自由党を代表して青柳委員、改進党を代表して古屋委員、自由党を代表して亘委員より、それぞれ希望を付して賛成の意が述べられ、日本社会党を代表して長谷川委員、同じく日本社会党を代表して堤委員より、それ／＼反対の意見が述べられたのであります。討論を終了し、採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第でござります。なお、詳細は速記録で御承知願います。

○議長(堀康次郎君) 採決いたしました。
す。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堀康次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

ました。(拍手)
本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十三分散会

出席國務大臣
法務大臣 大養 健

外務大臣　岡崎勝里
大蔵大臣　小笠原三九郎
通商産業大臣　岡野清壽

通商大臣
國務大臣
國務大臣
木村篤太郎

出席政府委員
經濟審議府
總務部長 西原 直廉

法務省矯正局長 中尾 文策
法務省保護局長 斎藤 三郎
外務省歐米局長 土屋 集

外務省條約局長 下田 武三
大蔵省主計局長 河野 一之
厚生政務次官 中山 マサ

の通り理事を補欠選任した。
理事 大村 清一君（理事江藤夏雄君去る二日委員辞任につきその補欠）
理事 高橋 等君（理事山崎嚴君去る二日委員辞任につきその補欠）
理事 田中 彰治君（理事中村梅吉君去る六月三十日委員辞任につきその補欠）
理事 上林與市郎君（理事島上善五郎君去る二日理事辞任につきその補欠）

農林政務次官	篠田 弘作君
通商産業大臣官房長	石原 武夫君
通商産業省	中野 哲夫君
企業局長	好雄君
建設政務次官	南
行政管理厅	岡部 史郎
大蔵省主計局給与課長	岸本 晋
厚生省医務局次長	高田 浩運
公正取引委員会委員	湯地謹爾郎
一、吉田内閣總理大臣から堤議長宛、 去る二日議長において承認した岡部 史郎、岸本晋を同日政府委員に任命 したことの通知を受領した。	一、去る二日内閣から次の報告書を受 領した。
昭和二十七年度第三・四半期の国庫 の状況	一、吉田内閣總理大臣から堤議長宛、 去る二日議長において承認した高田 浩運、湯地謹爾郎を昨三日政府委員

永田 亮吉君	楠美 省吾君
石村 英雄君	
予算委員	富田 健治君
議院運営委員	館 梅三君
一、去る二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	法務委員会
理事 猪俣 浩三君（理事新追兼光君去る二日理事辞任につきその補欠）	
内閣委員会	一、昨三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 松田竹千代君（理事田中彰治君昨三日理事辞任につきその補欠）	
農林委員会	予算委員会
理事 佐竹 新市市君（理事佐竹新市君去る二日委員辭任につきその補欠）	理事 池田正之輔君（理事河野一郎君昨三日委員辭任につきその補欠）
内閣委員会	
中村 高一君	石橋 淳山君
田中 彰治君	岡 良一君
人事委員	櫻井 奎夫君
荒船船頭十郎君	
地方行政委員	
津井 菩高君	
法務委員	
福田 喜東君	太下 郁君
外務委員	松田竹千代君
大蔵委員	中澤 茂一君
春日 一幸君	山中 貞則君
文部委員	
厚生委員	
萩元たけ子君	
中村 高一君	
岡 良一君	

農林委員	木村・文男君	伊藤卯四郎君
通商産業委員	佐竹 新市君	
労働委員	相川 勝六君	三和 警一君
予算委員	中澤 茂一君	
河野 金昇君	河本 鍾夫君	
松浦周太郎君	伊藤 好道君	
今澄 真君	三宅 正一君	
河野 一郎君	阿部 五郎君	
決算委員	山田 長司君	
議院運営委員	佐藤 芳男君	
懲罰委員	河野 長司君	
一、昨三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	佐藤 長司君	
内閣委員	松田竹千代君	
岡 良一君	中村 高一君	
中 助松君	伊藤 好道君	
人事委員	木村 文男君	
三和 精一君	中村 高一君	
地方行政委員	佐藤 好道君	
萩元たけ子君	田中 彰治君	
法務委員	三宅 正一君	
木村 文男君	石橋 深山君	
外務委員	相川 勝六君	
厚生委員	中村 高一君	
大藏委員	今澄 真君	
中澤 茂一君	佐竹 新市君	
瀧井 義高君	伊藤卯四郎君	
岡 良一君	木下 郁君	
農林委員	佐藤 芳男君	
福田 喜東君	佐竹 新市君	
通商産業委員	伊藤卯四郎君	
労働委員	木下 郁君	
予算委員	佐藤 芳男君	
山中 貞則君	佐竹 新市君	
春日 一幸君	伊藤卯四郎君	
並木 芳雄君	木下 郁君	
稻葉 修君	佐藤 芳男君	
中澤 茂一君	佐藤 芳男君	

池田正之輔君 決算委員

議院運営委員 河本 敏夫君

懲罰委員 山田 長司君

一、昨三日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
　　水害地緊急対　山崎 嶽君
　　策特別委員　　山本 友一君

一、去る二日議員から提出した議案は次の通りである。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案（岡良一君外二十六名提出）

一、去る二日内閣から提出した議案は次の通りである。

財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案

放送法の一部を改正する法律案

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案（内閣提出第一四四号）厚生委員会付託出第一四四号）中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（山手滿男君外十一名提出、衆法第一七号）

通商産業委員会付託

放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四五号）

電気通信委員会付託

一、去る二日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

離島振興法案

一、去る二日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

一、去る二日予備審査のため次の本院
議員提出案を參議院に送付した。
農業機械化促進法案（平野三郎君外
十六名提出）
中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案（山手満男君外十一名提
出）
十六名提出）
一、昨三日議員から提出した議案は次
の通りである。

積雪寒冷单作地帯における麦類又は
菜種の収穫に因る農業所得に対する
所得税の臨時特例に関する法律案
(竹谷源太郎君外二十四名提出)

戰争犯罪による受刑者の特赦につ
てのアラン共和国に対する感謝決
議案（益谷秀次君外三十九名提出）

戰争犯罪による受刑者の特赦につ
てのフィリピン共和国に対する感謝決
議案（益谷秀次君外三十九名提出）

一、昨三日内閣から提出した議案は次
の通りである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律
案

公立学校施設費國庫負担法案
行政管理庁設置法の一部を改正する
法律案

輸出取引法の一部を改正する法律
案

危險校舎改築促進臨時措置法案
法律案

戦争犯罪による受刑者の特赦につ
ての審査を省略されたい旨の要求書を
受領した。

戰争犯罪による受刑者の特赦につ
ての審査を省略されたい旨の要求書を
受領した。

有価農家創設特別措置法案
一、昨三日議員から次の議案は委員会
の審査を省略されたい旨の要求書を
受領した。

戰争犯罪による受刑者の特赦につ
ての審査を省略されたい旨の要求書を
受領した。

戰争犯罪による受刑者の特赦につ
ての審査を省略されたい旨の要求書を
受領した。

行政管理庁設置法の一部を改正する
法律案（内閣提出第一五〇号）
内閣委員会 付託
(内閣提出第一四六号)
法務委員会 付託

危险校舎改築促進臨時措置法案（内
閣提出第一四七号）
公立学校施設費國庫負担法案（内
閣提出第一四九号）
以上二件 文部委員会 付託
有価農家創設特別措置法案（内閣提
出第一五一号）農林委員会 付託
輸出取引法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四八号)
通商産業委員会 付託
昭和二十八年の東北震災に伴う當農資
金の融通に関する特別措置法案（平
野力三君外四十五名提出）
一、去る六月二十九日予備審査のため
参議院に送付した次の議案は提出者
から撤回の申出があり、今三日委員
会においてこれを許可して旨同院に
通知した。

昭和二十八年の東北震災に伴う當農資
金の融通に関する特別措置法案
一、今四日議員から提出した議案は次
の通りである。国会における各会派に対する立法事
務費の交付に関する法律案（議院運
営委員長提出）
国会議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)

国会閉会中委員会が審査を行ふ場合
の審査を省略されたい旨の要求書を
受領した。

輸出取引法の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)

公立学校施設費國庫負担法案
行政管理庁設置法の一部を改正する
法律案

輸出取引法の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)

危険校舎改築促進臨時措置法案
法律案

戰争犯罪による受刑者の特赦につ
ての審査を省略されたい旨の要求書を
受領した。

水内郡神郷村東浜油油会社に通知が
あつたが、すでに同社のみでも入荷
二百七十トンのうち二百トンが食用
油に加工され、東京方面に大半出荷
しているという。
食品衛生の見地からきわめて重大
であるから、次の事項につき至急回
答されたい。
一、輸入大豆の検疫は、いかなる
機関によりかかる時期に行う
か。
二、毒物の混入あることとの通知が
入荷してから余りに長時間必要
したる理由。
三、毒物の混入あることとの通知が
入荷してから余りに長時間要し
たる理由。
四、五百八十トンの配布先と荷受け人
における本物件の処理状況。
五、食用油に加工され出荷してい
る物をどう処置するか。
右質問する。

昭和二十八年六月三十日
内閣總理大臣 吉田 茂
衆議院議長堤康次郎殿
〔別紙〕
衆議院議員吉川久衡君提出輸入大豆
の検疫に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

昭和二十八年六月三十日
内閣總理大臣 吉田 茂
衆議院議長堤康次郎殿
〔別紙〕
衆議院議員吉川久衡君提出輸入大豆
の検疫に関する質問に対する答弁書
を受領した。

本件において、既に食用油に加
工されたものは、製品より牽牛子
が完全に除去されていると思う
ので、特別の行政措置は行つていな
い。
二、毒物の混入あることとの通知が
入荷してから余りに長時間要し
たる理由。
三、毒物の混入あることとの通知が
入荷してから余りに長時間要し
たる理由。
四、五百八十トンの配布先と荷受け人
における本物件の処理状況。
五、食用油に加工され出荷してい
る物をどう処置するか。
右質問する。

本件において、既に食用油に加
工されたものは、製品より牽牛子
が完全に除去されていると思う
ので、特別の行政措置は行つていな
い。

丁堀三ノ一二山田興業株式会社へ
は食用油（）は、東京都中央区西八
丁堀三ノ一二山田興業株式会社へ
送付されている。

この牽牛子入りアメリカ産大豆
の荷揚げは、五月十四日より十九
日まで行われ、試料採取は同二十
一日四日市市所在の倉庫で行わ
れた。

所大阪支所に送られ検査され、そ
れ翌九日関係官庁及び業者に連絡
されている。

この間十八日を要しているが、
これは大阪への試料の送付結果の
報告等連絡のための日時は外は試
験検査のための日時である。

この場合、牽牛子の確認のため
若干長時間をしているようであ
るが、これは当支所として初めて
の事例であつたためである。

本試料は、直ちに国立衛生試験
所大阪支所に送られ検査され、そ
れ翌九日関係官庁及び業者に連絡
されている。

この間十八日を要しているが、
これは大阪への試料の送付結果の
報告等連絡のための日時は外は試
験検査のための日時である。

この場合、牽牛子の確認のため
若干長時間をしているようであ
るが、これは当支所として初めて
の事例であつたためである。

本件において、既に食用油に加
工されたものは、製品より牽牛子
が完全に除去されていると思う
ので、特別の行政措置は行つていな
い。

五、食用油に加工され出荷してい
る物をどう処置するか。
右質問する。

本件において、既に食用油に加
工されたものは、製品より牽牛子
が完全に除去されていると思う
ので、特別の行政措置は行つていな
い。

五、食用油に加工され出荷